

# 資料 2

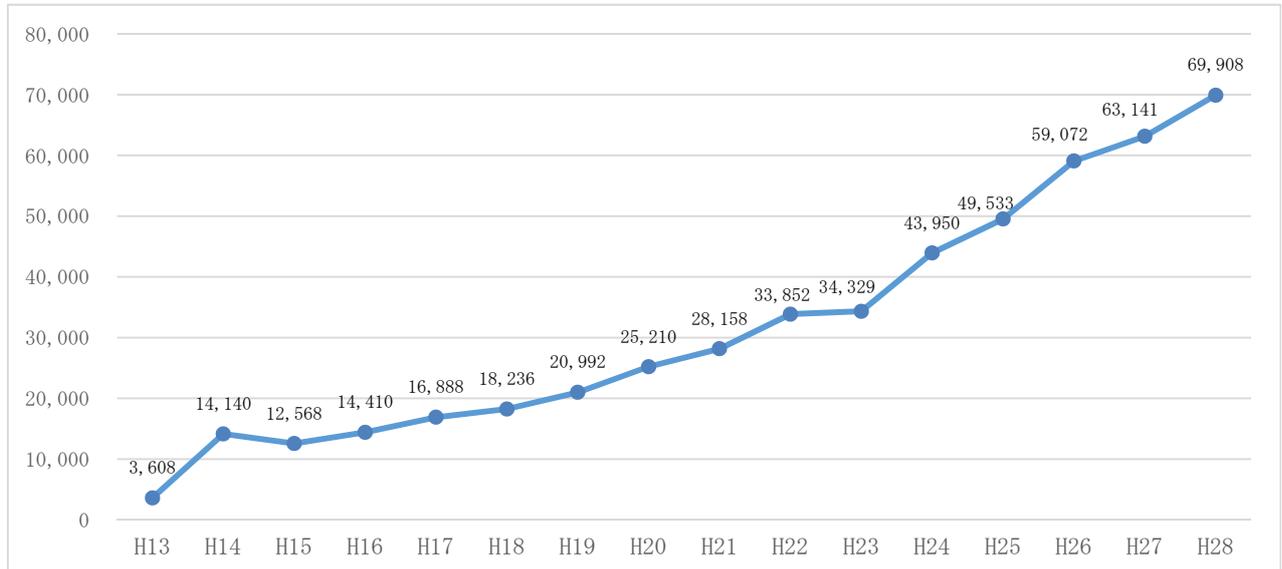
## 警察庁説明資料



平成 28 年における配偶者からの暴力事案等への対応状況について

1 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

69,908 件（前年比+6,767 件，+10.7%）で、法施行以後最多。



注 1）配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた被害者の相談等を受理した件数

注 2）平成 13 年は、配偶者暴力防止法の施行日（10 月 13 日）以降の件数

注 3）法改正を受け、平成 16 年 12 月 2 日施行以降、離婚後に引き続き暴力等を受けた事案について、平成 20 年 1 月 11 日施行以降、生命等に対する脅迫を受けた事案について、また、平成 26 年 1 月 3 日以降、生活の本拠を共にする交際（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。）をする関係にある相手方からの暴力事案についても計上

2 配偶者からの暴力事案等の検挙状況

刑法・特別法の適用による検挙は、8,291 件（前年比+377 件，+4.8%）で、統計を開始した平成 15 年以降最多。配偶者暴力防止法に基づく保護命令違反の検挙は、104 件（前年比-2 件，-1.9%）と 2 年連続で減少。



※ 刑法犯・特別法犯の統計は平成 15 年から集計

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
検挙件数	4,207	4,405	6,992	8,006	8,387

罪種別内訳	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
刑法・特別法検挙	4,103	4,300	6,875	7,914	8,291
殺人（既遂）	2	3	3	3	2
殺人（未遂）	53	58	99	96	100
傷害致死	3	1	1	2	0
傷害	1,942	1,999	2,890	2,963	2,991
暴行	1,609	1,771	3,202	4,091	4,409
脅迫	121	97	144	143	153
強姦	1	2	4	10	4
強制わいせつ	2	1	4	1	5
住居侵入	49	44	58	59	62
逮捕監禁	9	7	27	18	20
器物損壊	89	90	100	99	116
公務執行妨害	-	-	-	-	32
現住建造物等放火	-	-	-	-	14
暴力行為等処罰法違反	81	77	164	169	172
銃刀法違反	32	31	29	49	46
覚せい剤取締法違反	-	-	-	-	31
その他	110	119	150	211	134
保護命令違反検挙	121	110	120	106	104

注1) 検挙件数は、刑法・特別法、配偶者暴力防止法（保護命令違反）いずれかの罰則を適用して検挙した件数であり、刑法・特別法と保護命令違反を同時に適用して検挙した場合を含むため、刑法・特別法検挙及び保護命令違反検挙それぞれの検挙件数の和とは一致しない。

注2) 刑法・特別法検挙は、

- ・複数罪名で検挙した場合は、法定刑が最も重い罪名で計上
- ・殺人を除き、未遂のある罪については未遂を含む。
- ・平成27年までの公務執行妨害、現住建造物等放火、覚せい剤取締法違反は、「その他」に計上
- ・「その他」は、名誉毀損、未成年者略取、道路交通法違反 等

注3) 保護命令違反検挙は、配偶者暴力防止法（保護命令）違反で検挙した件数すべてを計上

### 3 配偶者暴力防止法に基づく対応

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年
医療機関からの通報	67	75	101	110	126
裁判所からの書面提出要求	2,985	2,788	2,967	2,794	2,505
裁判所からの保護命令通知	2,572	2,379	2,576	2,415	2,143
うち接近禁止命令のみ	179	161	185	175	135
うち退去命令のみ	5	4	4	2	4
うち接近禁止命令・退去命令	55	72	61	43	27
うち接近禁止命令・電話等禁止命令	1,740	1,627	1,744	1,589	1,452
うち接近禁止命令・電話等禁止命令・退去命令	593	515	582	606	525

### 4 警察本部長等の援助

	平成24年	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	
警察本部長等の援助申出受理件数	13,059	16,875	20,741	21,642	21,271	
内訳 (複数計上)	被害を自ら防止するための措置の教示	3,291	4,531	5,710	6,096	6,868
	住所等を知られないようにする ための措置	4,647	5,422	5,860	5,807	5,017
	住民基本台帳閲覧等に係る支援 行方不明者届への対応	2,812	2,908	3,042	2,917	2,615
	上記両方	963	1,145	1,199	1,407	1,045
	被害防止交渉に関する事項についての助言	496	651	1,036	1,040	1,071
	加害者への被害防止交渉のための必要な連絡	161	243	377	427	838
	被害防止交渉を行う場所としての警察施設の利用	233	289	433	445	363
	その他	3,381	5,702	7,029	7,986	8,513

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれの計上

注2) 「その他」は、110番緊急通報登録システムへの登録 等

## 5 その他の対応

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年
防犯指導・防犯機器貸出し	37,088	40,192	52,556	55,055	62,129
保護命令制度の説明	28,283	29,826	38,058	34,618	35,462
加害者への指導警告	14,963	17,129	25,598	31,752	39,851
関係機関への連絡				8,404	7,550
被害者について関係機関へ連絡	5,949	6,017	6,302	7,934	7,029
加害者について関係機関へ連絡				470	521
パトロール	3,968	3,945	4,854	3,593	4,641
その他の措置	7,877	8,500	12,579	10,379	9,489

注1) 複数の対応をした場合は、それぞれに計上

注2) 「関係機関への連絡」の「関係機関」は、配偶者暴力相談支援センター、市町村、児童相談所、医療機関 等

注3) 「その他の措置」は、GPS機能付き緊急通報装置の貸出し、法テラスの教示、転居時の立会い 等

## 6 配偶者からの暴力事案等の被害者・加害者の状況等 (※以下は全て相談等件数 (69,908 件) の内訳)

### (1) 被害者の性別

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年の割合
男性	2,372	3,281	5,971	7,557	10,496	15.0%
女性	41,578	46,252	53,101	55,584	59,412	85.0%

### (2) 被害者の年齢

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年の割合
10 歳代	655	789	1,206	1,272	1,325	1.9%
20 歳代	9,019	10,187	13,294	14,272	15,969	22.8%
30 歳代	14,383	15,875	18,122	18,636	20,524	29.4%
40 歳代	10,999	12,571	14,475	15,833	17,350	24.8%
50 歳代	3,990	4,457	5,523	5,975	6,962	10.0%
60 歳代	3,008	3,341	3,666	3,864	4,251	6.1%
70 歳以上	1,871	2,294	2,753	3,225	3,512	5.0%
年齢不詳	25	19	33	64	15	0.0%

### (3) 加害者の性別

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年の割合
男性	41,517	46,251	53,090	55,550	59,425	85.0%
女性	2,433	3,282	5,982	7,591	10,483	15.0%

### (4) 加害者の年齢

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年の割合
10 歳代	297	387	665	757	802	1.1%
20 歳代	6,772	7,723	10,398	11,540	13,164	18.8%
30 歳代	13,592	14,907	17,463	18,216	20,056	28.7%
40 歳代	11,740	13,562	15,617	16,806	18,285	26.2%
50 歳代	5,080	5,622	6,697	7,031	8,176	11.7%
60 歳代	3,862	4,183	4,608	4,675	4,951	7.1%
70 歳以上	2,508	3,063	3,519	3,994	4,372	6.3%
年齢不詳	99	86	105	122	102	0.1%

### (5) 被害者と加害者の関係

	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	平成 27 年	平成 28 年	平成 28 年の割合
婚姻関係	32,081	35,730	40,252	43,078	48,345	69.2%
婚姻関係解消後	4,357	4,875	5,299	5,115	5,101	7.3%
内縁関係	6,704	7,969	5,471	5,191	5,123	7.3%
内縁関係解消後	808	959	648	531	644	0.9%
生活の本拠を共にする交際をする関係	—	—	6,259	7,822	9,309	13.3%
生活の本拠を共にする交際をする関係解消後	—	—	1,143	1,404	1,386	2.0%

注1) 「内縁関係」は、婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合をいう。

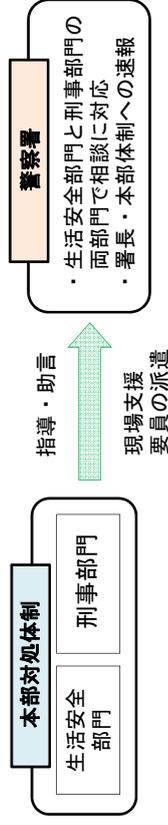
注2) 生活の本拠を共にする交際 (婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。) をする関係 (解消後) の件数は、平成 26 年 1 月 3 日施行以降のもの



# 配偶者からの暴力事案等への対応

## 支援体制の整備

- 人身安全関連事案対処体制の確立
  - ・ 平成25年、警察本部に、生活安全部門と刑事部門を総合した体制を確立。
  - ・ 被害者の安全確保を最優先に、認知の段階から対処に至るまで、警察署への指導・助言・支援を一元的に実施。



- 担当職員の増員
  - ・ 人身安全関連事案対策の強化のため、地方警察官を増員（平成27～29年度：地方警察官1,699人）。

## 研修の実施

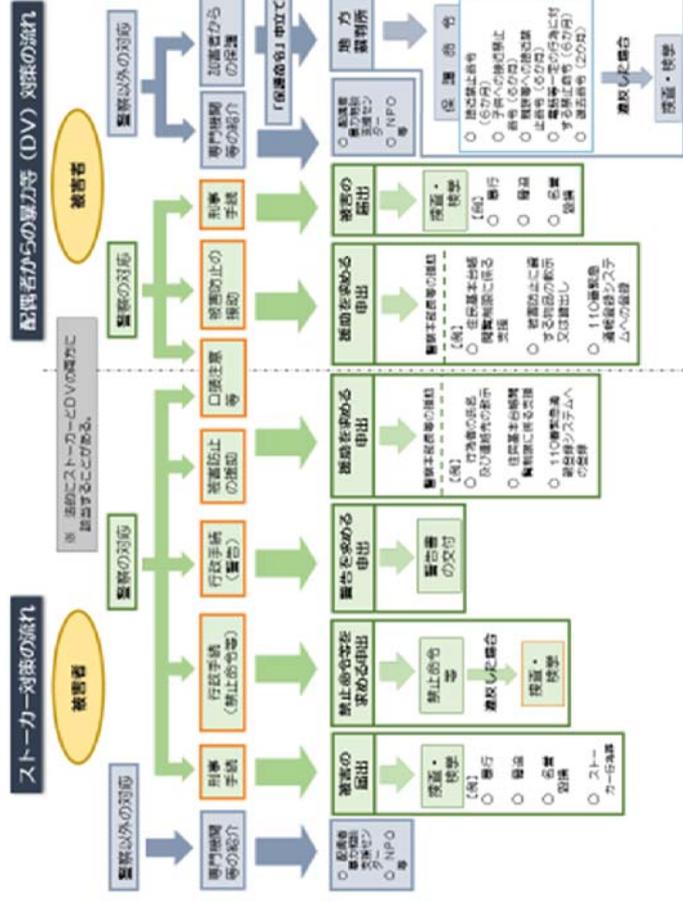
- 採用時教養
  - ・ 採用時教養において、全ての警察官に対し、配偶者からの暴力事案等に的確に対処するための教育を実施。
- 担当者専科
  - ・ 警察庁及び都道府県警察において、配偶者暴力事案対策等に従事する警察官に対し、実務に必要な専門的知識を得させるとの教育を実施。

## 被害者の一時避難等の支援

- 平成27年度から、危険性・切迫性が高い事案の被害者等の安全を確保するため、緊急・一時的に被害者等を避難させる必要がある場合に、ホテル等の宿泊施設を利用するための費用について、公費で負担。

## 被害者の意思決定支援手続

- 事案の危険性や配偶者暴力防止法等に基づき警察が執り得る措置等を被害者等に図示しながら分かりやすく説明し、被害者等が求める対応についての意思決定を支援。



## 被害者情報の保護

- 捜査等の過程における被害者の個人情報保護の保護に配慮。
- 自治体等が被害者の個人情報保護のための支援を行うに当たり、警察から当該支援の必要性の確認に要する情報を提供。